

(参考例)

〇〇港津波発生時行動マニュアル

平成 年 月 日作成

〇〇港指定管理者 〇〇〇〇〇

現指定管理者のマニュアルは、現指定管理者が独自に作成しておりますが、ここでは県が最低限求める項目を明らかにするため、県が作成した参考例を掲載します。

目 次

第1章 総 則

- 1 目的・・・○
- 2 津波発生時の対応の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○

第2章 配備基準（勤務時間外）

- 1 津波発生時に係る配備基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○
- 2 勤務時間外に津波警報等が発表された場合の対応・・・・・・・・・・・・・・○

第3章 職員の連絡・参集体制

- 1 勤務時間外の職員の連絡・参集体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○
- 2 臨港道路の通行止め対応（大磯港のみ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○
- 3 関係機関の連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○

第4章 避難場所・避難経路

- 1 避難場所・・○
- 2 避難経路・・○
- 3 一時避難場所・一時避難経路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○
- 4 一時避難場所から避難場所への避難・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○
- 5 避難誘導の判断・・・○

第5章 初動態勢時の役割・初動態勢の流れ

- 1 初動態勢時の役割・・・○
- 2 初動態勢の流れ・・・○

第6章 初動態勢時の対応内容

- 1 津波情報等の収集・・・○
- 2 津波情報等の伝達・・・○
- 3 利用者の避難誘導・・・○
- 4 海上にいる利用者への避難対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○
- 5 臨港道路附属駐車場の出庫停止措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○
- 6 臨港道路の通行止め対応（大磯港のみ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○
- 7 防潮門扉の閉鎖（大磯港のみ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○
- 8 土木事務所への報告・・・○
- 9 職員自身の避難手順等・・・○

第1章 総則

1 目的

このマニュアルは、津波が発生した場合にその発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間、港湾施設の利用者の生命及び身体の安全を確保するために、職員がとるべき基本的な対応手順等を定めるものです。

職員は、日ごろからこのマニュアルの内容を理解し、津波が発生した場合には、適切かつ迅速に対応を行えるようにしておく必要があります。

2 津波発生時の対応の基本的な考え方

- (1) 津波による人的被害を軽減するためには、「直ちに水際から離れ、急いで安全な場所に避難する。」という行動原則を職員自身が認識しておくことが必要です。
- (2) 津波発生時には予想される津波到達時間を考慮しつつ、職員の安全が確保されることを前提としたうえで、利用者の避難対応を最優先に行う必要があります。
- (3) マニュアルに定める内容は、基本的な対応手順を明らかにするものであり、状況に応じて臨機応変に適切な避難対応を行うことが必要です。

(※ その他、必要に応じて記載する。)

第2章 配備基準（勤務時間外）

1 津波発生時に係る配備基準

勤務時間外に地震が発生した場合や、津波警報又は大津波警報（以下「津波警報等」という。）が発表された場合の配備基準は、次のとおりです。

勤務時間外に津波警報等が発表された時には、管理事務所へ向かうことは非常に危険なため、直ちに参集する必要はありませんが、各職員は、指示があった場合にすぐに参集できるように準備しておく必要があります。

基準震度等		配備基準
震度5弱	所管港湾市町の震度	※ 指定管理業務仕様書の配備基準に基づき、対応が必要な人数を検討し、定める。
震度5強		
震度6弱以上	県内の最大震度	
県内に大規模な災害が発生	県の災害対策本部が設置された場合	
津波警報	相模湾・三浦半島	連絡待機
大津波警報	相模湾・三浦半島又は東京湾内湾	

※ その他、東海地震注意警報又は東海地震予知情報が発表されたときは所長の指示に従い連絡待機。

2 勤務時間外に津波警報等が発表された場合の対応

勤務時間外に津波警報等が発表された場合には、第3章1により緊急連絡網に基づき連絡しますので、管理責任者の指示に従って行動（待機）してください。

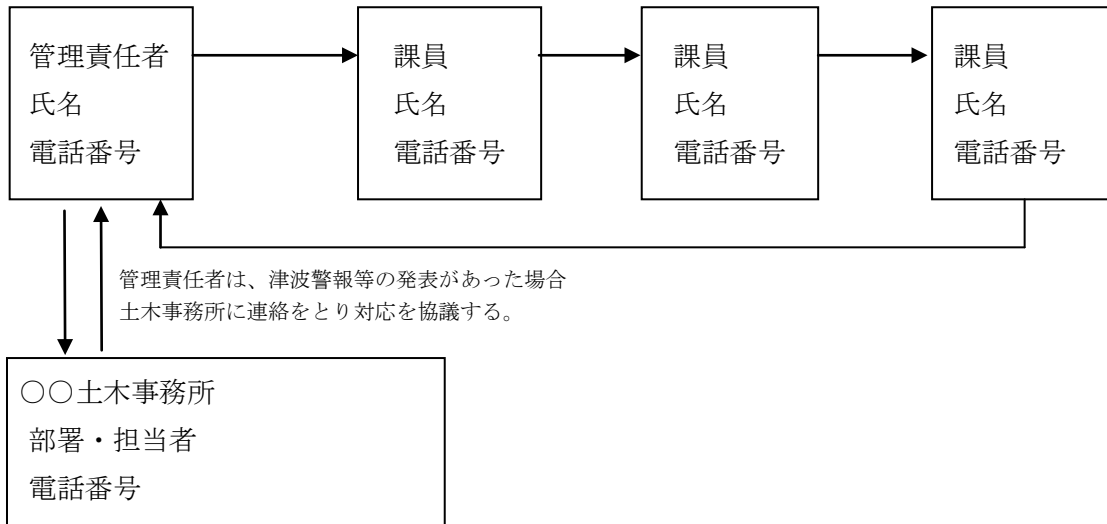
また、警備員により次のとおり対応が行われ、対応内容について管理責任者が報告を受けることとなっております。

（※ 警備員による対応が可能な場合には、対応指示内容を記載する。）

第3章 職員の連絡・参集体制

1 勤務時間外の職員の連絡・参集体制

勤務時間外に津波警報等が発表された場合には、次の緊急連絡網（※）に基づき連絡しますので、管理責任者の指示に従って行動（待機）してください。



（※ 別紙として緊急連絡網を添付してもよい。）

2 臨港道路の通行止め対応（大磯港のみ）

勤務時間外に津波警報等の発表があった場合には、次の交通管理者等と連絡をとり対応をとります。

（※ このページに記載するか、別紙として連絡系統図を添付する。）

3 関係機関の連絡先

<〇〇土木事務所>

担当課	担当者	連絡先
〇〇土木事務所〇〇課		000-000-0000（直通） 000-000-0000（FAX）
	〇〇課長	090-0000-0000
	〇〇	090-0000-0000

<その他関係機関> （※ 必要に応じて追加・修正する。）

関係機関名	部署（担当者）	連絡先	関係機関の役割
〇〇市	〇〇課（ ）	000-000-0000	住民の避難誘導等
海上保安署	〇〇課（ ）	000-000-0000	海上パトロール等

（※ 別紙として連絡先を添付してもよい。）

第4章 避難場所・避難経路

利用者の避難誘導を行う際の避難場所や避難経路は、次のとおりです。

1 避難場所

津波が発生した場合には、原則として〇〇市（町）の指定する津波避難場所である「〇〇〇」へ利用者の避難誘導を行います。

（※ 市町の津波避難場所が指定されていない場合は、指定管理者が関係機関等と協議のうえ、避難場所等を設定する。）

2 避難経路

1の避難場所への避難経路は、次のとおりです。

（※ 津波避難場所・避難経路を明記する。）

3 一時避難場所・一時避難経路

津波が間近に迫っており、1の避難場所へ避難する間がない場合や、災害時要援護者等避難場所への誘導が困難な場合等については、「〇〇〇」へ一時的な避難誘導を行います。〇〇への避難経路は、次のとおりです。

（※ 一時避難場所・一時避難経路を明記する。）

4 一時避難場所から避難場所への避難

一時避難場所は、とりあえず津波の危険から命を守るための場所であるため、一時避難場所へ避難した場合には、津波等の状況を見て、次の経路のとおり、避難場所へ避難することとなります。

ただし、避難の際に、津波注意報や津波警報等が解除されるまでは、津波浸水予想地域内を經由しないよう十分注意してください。

（※ 避難経路を明記する。）

5 避難誘導の判断

津波発生時にどの場所に避難させるかは、その時の状況により異なるため、当日の責任者の指示を仰ぐこと。

第5章 初動態勢時の役割・初動態勢の流れ

1 初動態勢時の役割

津波発生時には、何よりも利用者の避難対応を最優先に行う必要があります。

各職員は、初動態勢時には原則として次の役割を担います。

配備体制の責任者は、津波発生時に勤務する一番上席の者とし、配備体制の責任者は、あらかじめ定められた役割を基本に職員に指示を出します。各職員は、責任者の指示に従うとともに、自発的な行動が求められます。

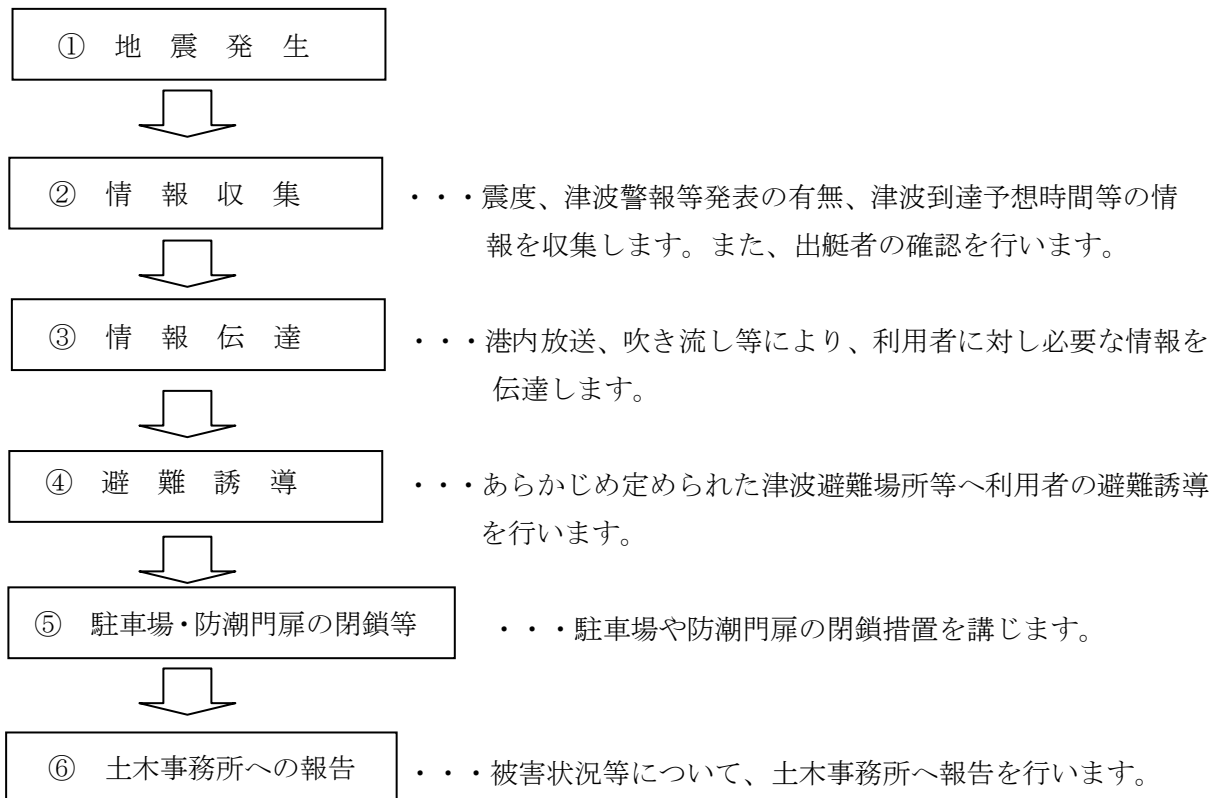
(※ 施設の特性や人員体制の状況に応じ、各職員の役割を定めておく。)

<参考例>

区 分	人 員	役 割
管理課	管理課員〇名	建物内の施設安全確認、港内放送、利用者避難誘導等
ポートサービス課	ポートサービス課員〇名	建物外の状況確認、ハンドマイクによる放送、津波警戒避難標識（吹き流し）の掲揚、利用者避難誘導、出艇者の避難措置等
駐車場案内員	駐車場案内員 〇名	ハンドマイクによる放送、駐車場からの出庫禁止措置等

2 初動態勢の流れ（勤務時間内の場合）

初動態勢時の流れと対応すべき主な内容は次のとおりです。



(※ その他、必要な内容は適宜追加・修正する。)

第6章 初動態勢時の対応内容（勤務時間内の場合）

（※ 係が複数となる場合には、係ごとに章立てを分けることも考えられます。）

職員は、各自の役割に基づいて、次のとおり対応します。

なお、ここで定める内容は基本的な対応手順を明らかにするものであり、被害等の状況に応じて臨機応変に対応することが必要となる場合がありますので、留意してください。

1 津波情報等の収集（〇〇係）

(1) 津波警報等の情報収集

〇〇係は、地震が発生した場合には、(テレビ、インターネット等)により次の情報を収集する。
停電により、テレビ等から情報が収集できない場合には、ラジオや携帯電話で情報を収集します。

＜収集すべき情報＞ （※必要に応じて適宜追加・修正する。）

- 津波警報等発表の有無
- 津波の予想される高さ
- 津波到達予想時刻
- 震度・震源の大きさ
- 震源地
- 余震の起こる可能性

(2) 出艇者の確認等

〇〇係は、ヨットの出艇届、出艇記録を速やかに確認し、帰着していない艇がいる場合には、艇数、船種等を確認し、レスキュー艇の出動、海上保安署への連絡・巡視要請、出艇者の携帯電話への連絡等、状況に応じた措置を講じます。

2 津波情報等の伝達（〇〇係）

〇〇係は、状況に応じて、次の情報を（港内放送、防災行政無線等）により利用者へ伝達します。
また〇〇係は、ハンドマイクより上記情報を併せて利用者へ伝達します。

停電時には港内放送が使えない可能性があるため、ハンドマイクやメガホン等によりできる限りの伝達に努めます。

＜津波注意報発表時の伝達内容例（参考）＞

「こちらは、〇〇港管理事務所です。

〇時〇分、津波注意報が発表されました。

水際付近は危険です。直ちに水際から離れてください。

（※ 津波到達時間が判明した場合）

予想される津波の到達時刻は、〇時〇分です。」

<津波警報（大津波警報）発表時の伝達内容例>

「こちらは、〇〇港管理事務所です。

〇時〇分、津波（大津波）警報が発表されました。

高い所で2メートル程度（3メートル程度以上）の津波が予想されます。

水際付近は危険です。直ちに水際から離れ、〇〇（避難場所）、または高台に避難してください。

また、車での避難は避けてください。

（※ 津波到達時間が判明した場合）

予想される津波の到達時刻は、〇時〇分です。」

（※ 施設の特性に応じて、適宜修正してください。）

3 利用者の避難誘導（〇〇係）

〇〇係は、利用者の避難誘導を行います。

(1) 避難誘導方法

〇〇係は、残留者の確認を行うとともに、利用者を〇〇市（町）指定の津波避難場所である〇〇へ避難誘導を行います。職員は、利用者が迅速に〇〇へ避難できるよう、交差点等に待機するなど可能な限り誘導の補助を行います。

（※ 避難誘導方法を具体的に記載する。）

(2) 津波が間近に迫っている場合や災害時要援護者への対応

津波が間近に迫っており、避難場所へ避難する間がない場合や、災害時要援護者等避難場所への誘導が困難な場合等については、一時避難場所として〇〇へ避難誘導を行います。

一時避難場所への避難も間に合わない場合等最低限の避難を行わざるを得ない場合には、（管理事務所の最上階等の高台へ）避難誘導を行います。

（※ 避難誘導方法を具体的に記載する。）

4 海上にいる利用者への避難対応（〇〇係）

〇〇係は、海上にいる利用者へ呼びかけを行うとともに、必要に応じて、海上保安署等への協力要請を行います。

また、沿岸のヨット等利用者に対し、〇〇（掲揚場所）に津波警戒避難標識（吹き流し）を掲揚します。

（※ 避難誘導方法、吹き流しの掲揚手順等を具体的に記載する。）

5 臨港道路附属駐車場の出庫禁止措置（〇〇係）

利用者は原則として徒歩による避難を行うため、〇〇係は、利用者の避難に支障をきたさないよう、駐車場のバーを閉め、駐車場の出庫禁止措置をとります。

ただし、災害時要援護者等、車での避難が必要な場合には、状況により出庫を認めることとします。

(※ 避難誘導方法を具体的に記載する。)

6 臨港道路の通行止め対応 (〇〇係) 【大磯港のみ】

第3章2のとおり対応してください。

7 防潮門扉の閉鎖 (〇〇係) 【大磯港のみ】

(1) 設置状況

防潮門扉の設置状況は、次のとおりです。

(※ 門扉の名称・設置箇所等を記載する。)

(2) 管理体制

防潮門扉の閉鎖は、〇〇係が行います。

(3) 閉鎖手順

(※ 利用者の避難に支障が生じないように、門扉の閉鎖の順序等の手順を定めておく。)

(4) 関係機関への通報

防潮門扉を閉鎖した場合には、次の関係機関に速やかに連絡します。

機関名	電話番号

8 土木事務所への報告 (〇〇係)

下記事項を、利用者・職員の安全確保後、できるだけ速やかに電話、FAX、メール等により報告を行います。

<報告事項>

(※ そのほか、必要な報告事項を追加する。(土木事務所と事前に協議し決めておく。))

- 責任者(連絡者)の氏名・連絡先
- 避難対応状況(避難場所、避難人数等)
- 負傷者等の状況
- 施設の被害状況(分かる範囲で)
- 今後の対応予定

9 職員自身の避難について

予想される津波到達時間を考慮し、自身の身の危険が差し迫っている場合は、上記対応等を中止し、避難することもやむを得ません。直ちに避難場所へ避難してください。(基本的には、責任者の指示によるものとしますが、状況により各自で判断することもやむを得ません。)

(※ 必要に応じて、避難手順等を定めておく。)

津波警報発令時の避難経路

